

令和4年12月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年12月23日(金曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 17名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 吉永 義量
4番 小松 優	5番 関川 裕二	6番 都築 英明
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	9番 岡村 悟
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充		15番 西笛 勤
16番 安岡 志乃	17番 清遠 典子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 1名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について(受付番号105～115)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 あっせん申し出について 1件

議案第4号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 1 2 月定例会を開催します。本日の出席委員は 1 7 名で、欠席委員は 1 名です。出席農業委員 1 3 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は岡村悟委員と茂井雅昭委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 1 0 5 番

　　大字和食字関添 甲 4838 番、地目は田、面積 1,778 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R9 年 12 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 1 0 6 番

　　大字和食字北叶岡前ノ丸 甲 5451 番、地目は田、面積 1,543 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 12 月 1 日から R14 年 11 月 31 日までの 10 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 1 0 7 番

　　大字馬ノ上字東蔵 456 番 1、地目は田、面積 362 m<sup>2</sup>、字王子芝 880 番 1、地目は畑、面積 293 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R7 年 12 月 31 日までの 3 年。作付けは野菜、賃借料は 0.5 俵。

　　受付番号 1 0 8 番

　　大字西分字大久保 甲 5558 番、地目は田、面積 3,313 m<sup>2</sup>、甲 5561 番、地目は田、面積 871 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R14 年 12 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 1 0 9 番

　　大字西分字北沢 甲 6041 番、地目は田、面積 1,573 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R9 年 12 月 31 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 1 1 0 番

　　大字和食字麦尻 甲 4913 番、地目は田、面積 1,272 m<sup>2</sup>、甲 4914 番、地目は

田、面積 1,983 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR5年1月1日からR6年12月31日までの2年。作付けは水稻、賃借料は1俵/10a。

受付番号111番

大字和食字大熊 甲 4990 番、地目は田、面積 1,439 m<sup>2</sup>、西分字スズレノ本 甲 1323 番 1、地目は田、面積 403 m<sup>2</sup>、甲 1324 番 1、地目は田、面積 625 m<sup>2</sup>、甲 1339 番 3、地目は田、面積 48 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は、字大熊についてはR5年1月1日からR19年12月31日までの15年、字スズレノ本についてはR5年1月1日からR9年12月31日までの5年。作付けは花卉、賃借料は字大熊については6俵/10a、字スズレノ本については1俵/10a。

受付番号112番

大字西分字四反田 甲 5585 番、地目は田、面積 1,542 m<sup>2</sup>、甲 5586 番、地目は田、面積 2,067 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は香南市野市町西野の〇〇さん。期間はR4年8月1日からR9年7月31日までの5年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号113番

大字和食字横田 甲 4920 番、地目は田、面積 2,121 m<sup>2</sup>、甲 4921 番、地目は田、面積 790 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は高知市丸ノ内1丁目の〇〇さん。所有権移転で売買対価は4,400,000円、移転時期は令和4年12月23日予定。

受付番号114番

大字和食字西入野 甲 2928 番 1、地目は田、面積 593 m<sup>2</sup>、甲 2928 番 2、地目は田、面積 201 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR5年1月1日からR7年12月31日までの3年。作付けは水稻、賃借料は無償。

受付番号115番

大字馬ノ上字踊堂 1089 番、地目は田、面積 470 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR5年1月1日からR7年12月31日までの3年。作付けは水稻、賃借料は無償。

議長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

委員 高知県農業公社が相手の売買は農地中間管理事業を活用しての売買だと思いますが、あっせん事業との違いは。

事務局 農地中間管理事業の売買、あっせん事業での売買について説明。

議 長 他に、質問・意見はありませんか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 1 1 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 5 土地の所在は大字和食字西ノ濱 甲 451 番 1、地目は畑、転用面積は 493 m<sup>2</sup>、字琴ヶ濱日裏林 甲 4648 番 38、地目は畑、転用面積は 392 m<sup>2</sup>、甲 4648 番 77、地目は畑、転用面積は 11 m<sup>2</sup>、甲 4648 番 76、地目は畑、転用面積は 109 m<sup>2</sup>。譲渡人は、字西ノ濱は高知市介良の〇〇 さん、字琴ヶ濱日裏林は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。賃借権の設定。転用目的は、駐車場の整備。

12 月 22 日 (木) に会長、西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認。

議 長 第 2 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 あっせん申し出について議題とします。

第3号議案 あっせん申し出について

受付番号9 申請人である芸西村和食の〇〇さんより、大字和食字中入野甲2964番1、地目は田、面積317㎡、甲2964番2、地目は田、面積23㎡、甲2964番3、地目は田、面積33㎡、甲2964番4、地目は田、面積132㎡、甲2964番5、地目は田、面積836㎡、甲2964番6、地目は田、面積284㎡、甲2964番7、地目は田、面積408㎡の土地を譲りたいと申し出。現在の耕作者は資料の通りになっております。

議長 事務局案ではあっせん委員は、茂井委員、高松委員になりますがいかがでしょうか。

委員 分かりました。

議長 では、茂井委員、高松委員にお願いします。

議長 続きまして第4号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

事務局 1月にある農業委員会全員研修会について案内。

委員 利用権設定により賃貸借契約をしている農地を期間満了前に返却する場合に補償はありますか。

事務局長 利用権設定による賃貸借契約により、契約期間中の貸し手、借り手の権利は守られます。期間満了前に返却する場合は、双方で協議のうえ合意解約することとなりますが、あくまでも合意解約なので、互いに求める解約条件が合致していなければ合意解約とはなりません。補償内容については詳細を把握していないので、弁護士等の専門家へ確認する必要があります。

議長 なければ、これで12月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時10分)

議事録署名委員

岡村 悟

議事録署名委員

茂井 雅昭